

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について (教育未来創造会議第一次提言)

大学院段階の学生支援のための新たな制度に係る関連部分抜粋

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

大学進学を希望する者の割合は、世帯収入が少ないほど低い⁴⁹。少子化対策の一環として消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年度より始まった高等教育の修学支援新制度によって、大学等では利用対象者である約330万人⁵⁰の学生のうち、約27万人⁵¹が授業料等減免・給付型奨学金による支援を受けている。この新制度は、開始から4年後に必要な見直しを行うことが法定されている。

また、貸与型奨学金については、約49万人が独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金を、約71万人⁵²が有利子奨学金をそれぞれ活用している。

この貸与型奨学金を利用し、返還中の者のうち、約3分の2が年収400万円以下⁵³であり、結婚後も夫婦共に返還を続けるなど、家計の中でやりくりしながら奨学金の返還を行っている実態があるが、出産等のライフイベントにより、奨学金返還の支払いが一時的に難しくなる場合がある。

また、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金を活用することで学修を続ける道が開かれても、貸与型奨学金を利用し続ける学生にとっては、修士・博士課程と進学するにつれて将来の返還額が膨らむことを心配し、経済的不安が増大する状況にある⁵⁴。

修学支援新制度の導入により、低所得層に対する給付型の支援が充実してきた一方で、その対象とはならない層への支援が課題となっている。

このため、令和2年度に導入した高等教育の修学支援新制度について中間所得層のうち特に負担軽減の必要性が高いと認められる学生に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設するため、恒久的な財源の裏付けの観点も念頭に置きつつ、奨学金制度を改善する。また、博士課程学生への支援の充実を図るとともに、地方公共団体や企業による奨学金の返還支援を推進する。さらに、一人一人の進路選択に資するよう、学びを支援するための様々な仕組みについて早期からのきめ細かな情報提供を促進する。これらを通じて、誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる環境を整備する。

⁴⁹ 文部科学省・国立教育政策研究所「高校生の進路に関する保護者調査（令和元年度）」

⁵⁰ 文部科学省「学校基本統計（令和2年度）」における、大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の学生等のうち、留学生を除いた人数。なお、貸与型奨学金の利用対象者については、これに大学院を加えた約350万人。

⁵¹ 令和2年度における利用者数の実績。

⁵² 令和2年度における利用者数の実績。

⁵³ 独立行政法人日本学生支援機構「奨学金の返還者に対する属性調査結果（令和元年度）」

⁵⁴ 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査（平成30年度）」

なお、今般制度の見直し等を行う高等教育の修学支援新制度や出世払いの仕組みについて、今後、効果検証を進め、その結果や財源にかかる観点も踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

<具体的取組>

① ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

- ・ 現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できるよう見直す⁵⁶とともに、在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度を、高等教育の修学支援新制度の対象とはなっていない大学院段階において導入する。これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設する。

⁵⁶ 現行制度では減額返還は325万円まで適用可能となっているが、返還者の年収分布などを踏まえ、年収要件を緩和して、卒業（修了）後の所得に応じて柔軟に返還できる仕組みとする。

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）

「質の高い教育の実現」部分抜粋

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1) 人への投資と分配

(質の高い教育の実現)

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する⁵こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在 35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合について OECD 諸国で最も高い水準である 5 割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後 5～10 年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。また、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する。

⁵ 法制的な位置付けの検討を含む。